

～ 「持続可能なもうかる農業」の実現に向けて ～

第1章 基本計画策定の考え方

1 策定の趣旨

人口減少や高齢化の進展等への対応として、①スマート農業の導入、②農業・農村を支える多様な人材の活用、③国内外における新たな需要の獲得などを進めながら、**雇用力のある農業経営体の育成**を進めるとともに、こうした**農業経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生する地域の営農体制を構築**することにより、「**持続的なもうかる農業**」の実現をめざす計画

2 計画の性格

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく施策の基本となる計画であり、農業者、関係機関をはじめ、消費者等の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの

3 計画の期間

令和2年度(2020年度)から10年後を見通す。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

- 1 食と農業・農村を取り巻く環境の変化
- ・人口減少への対応など地方創生の取組の本格化
 - ・TPP11、日欧EPAの発効等、グローバル化の進展
 - ・CSFなど家畜防疫リスクへの対応強化
 - ・Society5.0や、SDGs等、新たな社会創生の潮流
 - ・国内食市場は縮小、海外需要は拡大する傾向
 - ・消費者ニーズの多様化(モノからコトの消費へ)
 - ・田園回帰の広がり、訪日外国人旅行者の増加
 - ・農業における女性や障がい者の活躍の拡大
 - ・自然災害の激甚化による防災・減災対策の強化
 - ・国の「農林水産業・地域の活力プラン」の進展
 - ・伊勢志摩サミットの成果を東京2020大会等で発揮

2 三重県の農業および農村の現状と課題

- (1)耕地
 - ・直近10年間で耕地面積の約4.7%の約2,900haが減少
- (2)農業者
 - ・農業就業人口は、平成27年までの直近10年間で約40%減少、このうち、65歳以上が75%を占め、高齢化が進展
- (3)農業生産
 - ・農業産出額は平成30年には1,113億円と近年では安定、ただし、平成2年との比較では、米での減少などで29.3%の減額
- (4)農村社会
 - ・高齢化、人口減少により多面的機能の発揮に懸念
 - ・野生鳥獣による農作物被害は、依然として深刻な状況

第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方

1 農業・農村の果たす役割

- (1)食料の持続的な供給
- (2)多面的機能の発揮
- (3)地域経済と就業の場を担う産業

2 めざすべき将来の姿

- (1)安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
- (2)雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら地域農業が継続・発展している姿
- (3)農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
- (4)食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

3 基本計画の見直しにあたっての視点

- 農業・農村を活性化していく基本視点に加え、次の3点を見直しの視点とする。
- (1)IoTやAI、ロボット等、革新的技術がもたらす新たな展開(Society5.0への対応)
 - (2)持続可能な「食」・「仕事」・「生産環境」などの実現(SDGsへの対応)
 - (3)「協創」による自立的かつ持続的な農村地域の活性化(地方創生への対応)

第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開

農業・農村の果たす役割を踏まえ、4つの基本施策と目標を定める。

(1)基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、多彩な農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

基本目標指標	農業産出等額		施策展開
	現状値 (元年度)	目標値 (11年度)	
農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計	1,205億円 (H30年)	1,225億円 (R10年)	1 新たなマーケット等に対応した 水田農業 の推進 2 消費者ニーズに応える 園芸等産地 形成の促進 3 畜産業 の持続的な発展 4 農産物の生産・流通における 安全・安心 の確保

(2)基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

本県農業が持続的に発展するよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業経営体の確保・育成に取り組む。

基本目標指標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合		施策展開
	現状値 (元年度)	目標値 (11年度)	
認定農業者のうち、所得等が500万円以上の経営体が占める割合	34.3% (H30年)	50%	1 地域の特性を生かした 農業 の活性化 2 農業経営体の持続的な 経営発展 の促進 3 農業を支える 多様な担い手 の確保・育成 4 農福連携 の推進 5 農業生産基盤 の整備・保全 6 農畜産技術の 研究開発 と移転

(3)基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

地域資源を生かした農村での価値創出や災害に強い安全・安心な農村づくり、多面的機能の維持・発揮に取り組む。

基本目標指標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数(累計)		施策展開
	現状値 (元年度)	目標値 (11年度)	
農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数	—	175取組	1 地域資源を生かした 農村 の活性化 2 多面的機能 の維持・発揮 3 災害に強い 安全・安心な農村 づくり 4 中山間地域農業 の振興 5 獣害 につよい農村づくり

(4)基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

県民の食に対する多様な期待に応えるため、農を起点とした新たな価値の創出と県産農産物の魅力発信に取り組む。

基本目標指標	「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額(累計)		施策展開
	現状値 (元年度)	目標値 (11年度)	
農林水産資源を高付加価値化する「みえフードイノベーションプロジェクト」から生み出された県内事業者の商品等の売上額および新たに「三重ブランド」に認定された事業者の商品等の売上額の合計	4億円	99億円	1 新価値創出 と 戦略的プロモーション の展開 2 県産農産物の ブランド力 向上の推進 3 農業の 国際認証 取得の促進と活用

第5章 推進体制の整備

- ◇ 県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協創を基本姿勢として計画の推進に取り組む。
- ◇ 「スマート農業」、「多様な担い手の確保・育成」、「国際認証を生かした販売促進」の3本は、**施策横断的に進めるプロジェクト**として、また、「CSF等家畜防疫対策」は**危機管理体制**として、注力し推進する。

三重県主要農作物種子条例（仮称）最終案

1. 目的

この条例は、主要農作物の種子生産等に関し、県及び関係機関の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の供給を図り、これにより、本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食料の供給に寄与することを目的とする。

2. 定義

この条例における用語の意義は、次のとおり定める。

【主要農作物】

稲、麦類（小麦、大麦、裸麦）、大豆。

【指定種子団体】

種子の生産、調達および供給のほか、需給の調整、備蓄等を行う県が指定した団体。

【種子生産者】

本条例に基づいて主要農作物の種子を生産する者。

【種子生産関係団体等】

主要農作物種子の生産に関係する機関および農業者団体。

3. 責務・役割

【県】

主要農作物の優良な種子の生産に関する総合的かつ計画的な施策を策定、実施する。

【種子生産者】

種苗法（平成10年法律第83号）に基づく指定種苗の生産等に関する基準を遵守するとともに、主要農作物種子の適正な栽培を行い、優良な種子の安定生産に努める。

【指定種子団体】

主要農作物種子の需給を把握し、優良な種子の安定的な供給を行うものとする。

【種子生産関係団体等】

県が実施する主要農作物の種子生産に関する施策に協力するとともに、県と連携して種子生産者に対して適正な栽培を指導するとともに、種子生産者の確保及び継続的な種子生産が行える体制の整備に努める。

4. 指定種子団体の指定

知事は、法人その他の団体であって、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、指定種子団体として指定する。

- ① 年間の種類別及び品種別の需給の見通しを把握する業務
- ② 種子の生産、供給及び備蓄に関する業務
- ③ 種子にかかる残量処理、事故処理及び災害補償に関する業務
- ④ その他種子の安定的な供給に関して必要な業務

5. 指定種子団体に対する指導等

- (1) 知事は、指定を受けた指定種子団体が前に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該指定種子団体に対して業務の改善に関し必要な措置を講ずるよう指導もしくは助言をすることができるものとする。
- (2) 知事は前項の指導後も指定種子団体の業務が改善されないと認められるときは、その指定を取り消すことができるものとする。

6. 主要農作物の種子の生産に関する事務

【奨励品種の決定】

知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）を決定する。

【県採種計画】

- (1) 知事は、主要農作物の種子の安定的な供給のため、県採種計画を定めるものとする。
- (2) 知事は県採種計画の策定にあたり必要な情報を指定種子団体に求めることができるものとする。

【原種及び原原種の生産】

- (1) 知事は、主要農作物の原種及び原原種の生産を行うものとする。
- (2) 知事は、知事以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を、当該者の申請により、指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

【種子生産ほ場の指定】

知事は、譲渡の目的をもって、または委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を、県採種計画に定めた種子生産ほ場の面積を標準とし、指定種子生産ほ場として指定することができる。

【種子生産ほ場の審査】

- (1) 指定を受けた種子生産者は、種子としての品質を確保するため、県が実施する次に掲げる審査を受けなければならない。
 - ① ほ場審査（種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂・開花・穂ぞろい等の生育状況等について知事が行う審査。）
 - ② 生産物審査（種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良

- 否、不良な種子及び異物の混入状況等について知事が行う審査。)
- (2) 審査は、種子生産者からの請求により行い、別途定める審査基準に適合していると認められる場合は審査証明書を交付する。

7. 主要農作物の種子の生産にかかる支援

知事は、種子生産者及び種子生産関係団体に対して、優良な種子生産のために必要な助言及び指導を行うことができる。

8. 品種の開発

- (1) 県は、県に蓄積された知識、技術および経験を活用して、県内の気象、土壌その他の自然的条件に適した主要農作物の品種の開発に努める。
- (2) 県は民間団体と協力して、需要に的確に対応した品種の開発に努める。

9. 在来種等の活用

県は県内で従来から生産されている、主要農作物の在来種等の活用について、技術的援助、情報の提供、助言などに努める。

10. 財政上の措置

県は、主要農作物の種子生産に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

三重県主要農作物種子条例（仮称）素案に対するパブリックコメントの結果

1 項目別意見数

項目	主な意見概要	意見数
① 目的	・目的の内容を評価します。 ・野菜や在来種の種子まで対象を広げてはどうか。	53
② 定義	・種子管理団体には信頼できる団体が指定されるように規定してはどうか。	52
③ 責務・役割	・各関係者が相互に連携して、その責務・役割を果たしてほしい。	15
④ 主要農作物の種子の生産に関する事務	・県として採種計画を策定してはどうか	21
⑤ 主要農作物の種子の生産にかかる支援	・「指導できる」ではなく「指導を行う」としてはどうか	7
⑥ 品種の開発	・積極的に品種開発を行ってほしい ・民間団体と協力するとあるが、どのような団体と協力するのか	31
⑦ 在来種等の活用	・在来種もしっかり守ってほしい ・主要農作物以外の在来種も対象にしてほしい	50
⑧ 財政上の措置	・「講ずるよう努める」ではなく「講ずる」としてはどうか	19
⑨ 全般	・条例が制定されることは大変有意義である ・具体的で分かりやすい条例にしていきたい	78
⑩ その他	・安心安全な食料供給に取り組んでほしい ・外資系企業により種子が独占され、遺伝子組換え種子の普及が心配。 ・自家採種を認めてほしい ・ジーンバンクに取り組んでどうか ・在来種の調査をしてはどうか	117
合計		443

2 対応状況

対応区分	件数
① 反映する（最終案や条例案に反映させていただく意見）	16
② 反映済み（すでに反映されている意見）	30
③ 参考にする（今後の取組に参考にさせていただく意見）	344
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	25
⑤ その他	28
合計	443

1 ビジョンの策定趣旨

- ◇農福連携の取組を今後さらに加速していくためには、農福連携に係る情勢変化や、これまでの本県における取組状況などを十分に踏まえながら、本県における農福連携のめざすべき姿の実現に向け、効果的な施策や推進体制の整備などに取り組む必要
- ◇このため、行政だけでなく、農林水産業や福祉、教育関係者等が**共通の認識を持ち一体となって農福連携を推進していくための指針として、「三重の農福連携等推進ビジョン」を策定**

2 本県におけるこれまでの取組と成果

(1) 本県におけるこれまでの取組

- ◇本県では平成23年度に**農業分野で専任担当者**を配置し、平成24年度から本格的に、障がい者の就労拡大に向けた取組を推進
- 特に、**(一社)三重県障がい者就農促進協議会**等と連携しながら以下を推進
 - ・農業版ジョブコーチの育成
 - ・ノウフク・マルシェの開催
 - ・企業等と連携した**ノウフク商品の開発・販路開拓**に係る支援
 - ・園芸産地における**施設外就労**の取組促進 等
- ◇平成27年度から、**林業**では、**苗木生産**や**木工品**の製作などの作業請負などを促進
- ◇平成25年度から、**水産業**では、**真珠**や**牡蠣**等の**養殖に必要な資材・器材の製作**などの作業請負の拡大を推進
- ◇本県などが主導して、「**農福連携全国都道府県ネットワーク**」を設置
- ネットワークでは、障がい者等が農林水産業の分野で活躍できる環境を整備していくため、以下を実施
 - ・都道府県担当者による**意見交換会・効果的な施策研究**
 - ・**国への提言活動**
 - ・農福連携に伴う**身体面・精神面への効果調査**
 - ・大都市における**ノウフク・マルシェの開催**による農福連携のPR 等



特別支援学校の作業学習



木工品の制作



牡蠣養殖の作業受託



知事による国への提言

(2) これまでの取組による成果等(数値は、H30年度末時点のもの)

- 農業参入の福祉事業所は46件**、最近伸びが鈍化
- 障がい者を雇用する農業経営体は18件、31人が働く**。雇用の拡大は難しく、農繁期等における障がい者の活躍を進める必要
- 研修により**農業版ジョブコーチを確保**。こうしたジョブコーチの活躍が、農福連携の取組拡大の大きな要因
- 特別支援学校**の卒業生も、毎年度、数名が農業に就職
- 特例子会社**は県内に7社、うち1社が**農業経営**で、今後の参入に期待
- ひきこもり経験がある若者**の農業体験による支援事例があるが、まだまだ取組が少ない状況
- 推進体制として、県段階では、県関係課で構成する、「**三重県農林水産・障がい者雇用推進チーム**」を設置、地域段階でも協議会が設立され、農福連携の取組を推進

本県の障がい者の農業就労人数



3 農福連携に係る最近の情勢変化

- (1) 1億総活躍の推進
- (2) 生産年齢人口の減少に伴う人手不足の顕在化
- (3) SDGsの取組推進
- (4) Society5.0の実現に向けた動き
- (5) 国における「**農福連携等推進ビジョン**」の策定・推進



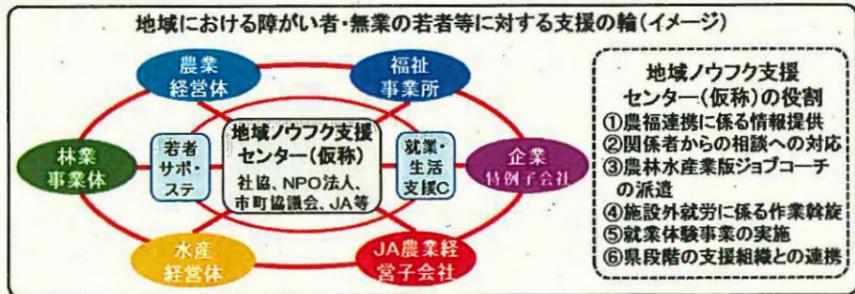
政府主催の農福連携等推進会議

4 本県における農福連携のめざすべき姿と取組の視点

(1) めざすべき姿

- ◇**障がい者や生きづらさ・働きづらさを感じている無業の若者等が、農林水産業に参入した福祉事業所や農林水産事業者、特例子会社において、生き生きと働き、担い手として活躍することにより、安定した収入を得て、自立に向け、着実に前進している姿**

- ◇こうした姿の実現に向け、**県段階の支援体制**とともに、**地域段階において、それぞれの実情に応じた支援体制が整備され、それぞれが連携して、農福連携を推進している姿**



(2) ビジョンの期間と目標

- 期間: 令和2年度~5年度
- 目標:
農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数 毎年度70名

(3) 取組の視点

- 農福連携による障がい者等の心身に及ぼす影響や賃金等の向上につながる可能性などをPRしながら、オール三重で、
 - ◇農福連携を、**広く、深く、知っていただく**
 - ◇農福連携に、**小さなところから取り組み、発展させていく**
 - ◇農福連携の**輪を広げていく**

5 取組の方向

(1) 福祉事業所・農林水産事業者・企業等への意識啓発

- ①農福連携の**定量的・定性的効果**の調査・発信
- ②先進的で**優良な農福連携事例**の調査・発信
- ③農福連携に取り組む**福祉事業所等**の**認証制度**の創設

(2) 農福連携を推進する人材の確保・育成

- ①**農林水産業版ジョブコーチ**の育成 ②**施設外就労コーディネーター**の確保
- ③**農業大学校**、**みえ農業版MBA養成塾**、**みえ森林・林業アカデミー**、**漁師塾**等における**農福連携に係る教育・研修**の充実・強化
- ④**特別支援学校**における**農業の学習支援**と**保護者等**の**就農への理解促進**

(3) ノウフク商品の開発および販売促進

- ①**農林水産業に参入した福祉事業所**における**複合経営・6次産業化支援**
- ②**国際水準GAP**と**ノウフクJAS**の**認証取得**の促進
- ③**全国・地域におけるノウフク・マルシェ**の実施・出店
- ④**ポスト・オリパラ**、**大阪万博**等を見据えた**販路拡大**

(4) 農福連携を促進する環境整備

- ①**ワンストップ相談窓口**の設置 ②**農福連携を進める地域支援体制**の構築
- ③**国の農山漁村振興交付金**の活用支援
- ④**都道府県ネットワーク**の**国への提言活動**との連携

(5) 農福連携の分野の広がり促進

- ①**林業・水産業**における**施設外就労**等を促進する**指導者の育成・確保**
- ②**就労を希望する無業の若者等**を対象とした、**農業就労プログラム**の策定
- ③**農業体験を受け入れる協力農家**と**希望者**による**農業体験の実施・定着**



ジョブコーチの研修風景



ノウフク・マルシェの販売風景



機内食に採用されたノウフク商品

6 ビジョン推進体制の整備

- 県段階**: 県の**推進チーム**を中心に、**三重県障がい者就農促進協議会**等と連携した**支援体制**を構築
- 地域段階**: **福祉関係団体**と**JA**等が連携した、**地域の推進体制**を構築

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定

2 計画の位置づけ

みえ県民力ビジョンおよび三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の目標を達成するための基本的な農業農村の整備計画

3 計画期間

令和2年度(2020) から10年後を見通す

第2章 三重県の農業および農村をめぐる情勢

1 農業および農村を取り巻く情勢の変化

- (1) 人口減少・高齢化の進行、地方創生の取組の本格化
- (2) グローバル化のさらなる進展
- (3) 国土強靱化等の防災・減災対策の加速化
- (4) 「田園回帰」の広がり、訪日外国人旅行者の増加
- (5) Society5.0やSDGs等の新たな潮流
- (6) 国の農業政策をめぐる動き

2 三重県の農業および農村の現状と

対応すべき課題

- (1) 農業の生産性
- (2) 農村の防災減災
- (3) 農村の振興
- (4) 農業・農村における多面的機能

第3章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

- 役割1 農業の生産を支える基盤づくり
- 役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり
- 役割3 地域の活動を支える体制づくり

2 取組の展開に向けた基本視点

- 基本視点1 地域の特性を生かした生産基盤の整備
- 基本視点2 重要度や社会的・経済的な影響を考慮した生産基盤の整備
- 基本視点3 地域内外の多様な人材が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり

3 整備計画の見直し視点

- 見直し視点1 農業生産力の強化に向けた新たな展開
- 見直し視点2 安心して暮らせる農村づくりに向けた新たな展開
- 見直し視点3 地域資源を活用した魅力ある農村の振興に向けた新たな展開
- 見直し視点4 活動組織の強化に向けた新たな展開

4 農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿

- ① 収益性の高い農業
- ② 安全・安心な農村生活
- ③ 農村活力の維持・強化
- ④ 多面的機能の維持・発揮

第4章 整備方針と主要取組

整備方針と主要取組の重要ポイント

農業競争力の強化と農村地域の強靱化を図るとともに、地域社会の維持・活性化に向けた取組を着実に推進する。

○限られた予算を一層効果的・効率的に活用しさまざまな課題に対応するため、**選択と集中**により施策を推進する。

○地域の特性を生かした計画づくりに能動的に関わり、事業に関する情報提供等を行い、地域の課題解決に向けた取組を進める。

○計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等を踏まえた**優先度**を設定して、目標達成に向けて取り組む。

○取組を円滑に推進するため、コスト削減対策や国の諸制度の有効活用等により**整備経費の削減**や効果的な**地元負担金の軽減対策**に取り組む。

1 農業生産性の向上

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、**スマート農業に適した**農業用水路のパイプライン化およびほ場整備等の生産基盤の整備とともに、担い手が営農しやすい優良農地の確保に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率※	集積率	80.0%
基本事業	効率的な営農の実現に向けた水管理や維持管理の省力化	パイプライン化進捗率	97.0%
	生産性の高い農業をめざした農地整備（区画整理）	ほ場整備率	95.7%

3 地域の特性を生かした農村の振興

活力ある豊かな農村を実現するため、生産基盤や生活環境の整備を総合的に進めるとともに、豊富な地域資源を活用した**加工施設や直売施設等の活性化施設の整備**を支援する

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	中山間地域等の生産基盤や生活環境の整備をした集落の割合	集落率	43.5%
基本事業	中山間地域等で整備した生産基盤の施設数	整備済施設数	125施設
	中山間地域等で整備した生活環境および活性化施設の施設数	整備済施設数	50施設

※目標項目と目標値は、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」および「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」と整合

2 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場等の豪雨・耐震化対策および長寿命化に取り組むとともに、**ため池の管理体制の強化や農業用施設の適正な維持管理を促進する。**

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積※	被害防止面積	8,000ha
基本事業	農業用ため池の決壊を防止する豪雨・耐震化対策	整備済ため池の数	94か所
	排水機場の耐震化対策および長寿命化	整備済排水機場の数	38か所

4 多面的機能の維持・発揮

農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多様な人材と連携し地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、**活動組織の共同活動を持続的に行うため、組織力の強化**に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率※	集落率	65.8%
基本事業	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む区域	活動増加面積	3,000ha
	中山間地域等直接支払制度を活用する協定集落が取り組む区域	協定増加面積	170ha

第5章 推進体制

1 関係者の役割

本計画に掲げる施策を着実に推進し目標を達成するために、それぞれの役割に応じた取組を関係者と連携しながら行う。

2 推進体制

「地域づくりのための農業農村連絡会議」を設置し、地域の計画づくりに向けた話し合いや取組を進める。

3 関連施策

農業農村整備の課題に総合的に取り組むため、「三重まるごと自然体験構想2020」や「獣害対策」などの構想や施策と連携する。

第1章 自然体験を促進する目的・構想策定の趣旨等

1 自然体験を促進する目的

三重の豊かな自然を、“体験”という形で活用し、国内外から多くの人を呼び込むとともに、自然の大切さへの理解の醸成を図ることが重要
また、訪問者が地域や地域の人びととの交流を図ることで新しい連携が生まれ、地域の活性化や自然環境の保全、さらには若者等の地域への定着につなげることが必要

2 構想策定の趣旨

平成28年2月に策定した「三重まるごと自然体験構想」に基づき、さまざまな取組を展開した成果を踏まえ、これまでに構築されたネットワークや培われたノウハウ等を活用して新たな情勢の変化に対応しながら自然体験のさらなる推進を図り、地域の活性化等につなげるための、目指すべき姿や取組の方向などをまとめた新しい構想

3 構想の期間

概ね10年先を見据えつつ令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)まで

第2章 自然体験活動の推進をめぐる状況

1 これまでの取組と成果

- ・活動団体、企業、行政等で構成するネットワークの構築
- ・ネットワーク内の交流会や研修会等による自然体験に携わる人材の育成、野外体験保育の推進
- ・アウトドア企業等と連携した効果的な情報発信
- ・「全国エコツーリズム大会in伊勢志摩」、「三重紀北SEA TO SUMMIT」等のイベント誘致
- ・エコツアーや周遊ルート開発、海外からの教育旅行受け入れなど、新規需要に対応した誘客推進

◎自然体験参加者の拡大⇒農山漁村交流人口の増加
⇒自然体験が農山漁村における有力なコンテンツ



2 社会情勢の変化

- ・人口減少への対応など地方創生の取組の本格化
- ・SDGsやSociety5.0等、新たな社会創生の潮流
- ・田園回帰の広がり、訪日外国人旅行者の増加
- ・東京オリパラ、とこわか国体・大会、大阪・関西万博開催予定
- ・ユネスコエコパークや農山漁村地域でのホテル開業等、新たな人の流れ
- ・国における農泊や子ども農山漁村体験推進の動き
- ・「三重とこわか県民健康会議」の取組など健康寿命意識の高まり

第3章 めざすべき姿

◆三重が“自然体験の聖地”となっている姿

- ①子どもから若者、親や高齢者、障がい者に至るまで、国内外から多くの人びとが三重県を訪れて、自然を体験し、交流が生まれている姿
- ②自然体験活動団体が、自然との共生と経営の視点を持ち、地域や関係企業団体等と連携しながら活動している姿
- ③自然体験活動を通じて、地域の活力向上、子どもたちの生き抜いていく力の育成とともに、豊かな自然が保全され、後世に引き継がれていく姿

第4章 自然体験活動の促進に向けた方針

◆自然体験活動団体などによる新たな価値協創や体制強化に向け、

- ①自然体験活動団体を核に構築されたネットワークの活性化と、地域の「食」や「泊」等に関わる活動団体間の連携を強化
- ②アウトドアスポーツや健康、教育、観光に関連した企業等と活動団体や市町との連携を強化
- ③市町と県、市町間、都道府県間等、自治体間の連携を強化

第5章 めざすべき姿の実現に向けた取組の方向

I 自然体験活動のフィールドを生かした新たな価値協創
～連携による取組の深化～

1 「三重とこわか県民健康会議」の取組と連携した、自然体験プログラムを活用した健康づくりの推進

- (1)健康づくりに取り組む県民や、アウトドア・アクティビティに関心の高いインバウンド等を対象に、アウトドア・レジャーをはじめとする自然体験に誘導するための受入れ体制の整備および情報発信
- (2)健康経営や働き方改革に取り組む企業と連携した従業員の自然体験機会の創出



アクティブレストの推進



楽しく健康に!

2 市町を越えた連携等による「自然体験」「食」「泊」を組合せた滞在交流の推進

- (1)農山漁村における有力なコンテンツである「自然体験」に、「食」「泊」の組み合わせ等による滞在交流を促進
- (2)インバウンドを含む多様な旅行者のニーズに沿った体験ツアーの開発を進めるため、市町を越えた滞在交流を促進



3 地域の豊かな自然を活用して子どもたちの健全な心身の育成と自然を生かす力や守り育てる意識の醸成

- (1)子どもたちが地域の豊かな自然の中で活動することで主体性を身につける
子どもの自然体験の機会を創出
- (2)野外体験保育の取組など自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むため幼児期からの自然体験の普及の促進
- (3)都市と農山漁村の相互の共感を育む、子どもの農山漁村体験の受入体制の整備



II 自然体験活動の体制強化

～より層の厚い活動人材の確保と情報発信～

1 活動団体の連携強化とこれを生かしたプログラムの開発や磨き上げ

- (1)活動団体同士や企業との事業連携等を促進するため、ネットワークの連携を強化
- (2)国内外から人びとをさらに呼び込むため、ネットワークを活用した魅力的なプログラム開発促進
- (3)ユニバーサルな自然体験を進めるため、パーソナルバリアフリー基準の普及

2 自然体験活動を展開する人材の育成

- (1)地域全体での集客・交流を進めるため、自然体験活動をコーディネート・マネジメントできる人材の育成
- (2)三重ならではの自然体験サービスを提供するため、安全管理や地域の魅力を発信できるスタッフを育成

3 活動団体の取組の国内外に向けた効果的な情報の発信

- (1)県内の自然や自然体験活動を効果的に発信するため、メディアやアウトドア企業等と連携するほか、JAPAN ECO TRACKや体験をイメージしやすい映像などを活用
- (2)活動団体自身の情報発信力を向上するため、SNS等を活用した多元的情報発信の促進
- (3)アウトドアスポーツや自然体験教育などに関係する人びとを集めるため、国内外からイベント等の誘致を促進
- (4)各県の自然体験活動に係る特徴を生かし相乗的に活発化させるため、他県との連携による情報発信の促進

4 県民の皆さん、活動団体や体験者等に対する自然環境の保護・保全に向けた意識の啓発

- (1)県民の皆さんが自然体験をとらえて環境保全意識を醸成するため、身近に取り組める自然体験を普及啓発

第6章 具体的な取組計画の策定及び実践に向けた支援と構想の見直し

- ①県、市町は、関係する部局や機関が連携し、活動団体等の取組計画の策定及び実践を支援していく
- ②県は、みえ県民カビジョン・第三次行動計画のほか、健康づくりや観光振興の各種計画などとも整合を図りつつ推進していく
- ③構想は、社会経済情勢の変化なども踏まえながら、適宜、見直し(ローリング)していく

第1章 みえ生物多様性推進プランの基本的事項

1 みえ生物多様性推進プランの位置づけ

みえ生物多様性推進プランは、生物多様性基本法に基づき、生物多様性保全の取組を推進するため、地域性を踏まえ、県民、事業者、NPO、行政等の各主体が役割分担のもとに協働して自発的に取り組むための総合的な指針となる地域戦略である。

2 第3期みえ生物多様性推進プランの計画期間 令和2年度～令和5年度(4年間)

3 第2期みえ生物多様性推進プランの取組の成果と課題

(1)成果 自然環境保全の活動団体数 77団体(H27)→83団体(H30)、希少野生生物の保全活動数 9活動(H27)→17活動(H30)

(2)課題 生物多様性に迫る危機(①人間活動や開発が引き起こす危機、②里山などの自然に対する働きかけの縮小による危機、③人間により持ち込まれた外来種等による危機)は、現在も進行しており、野生生物の置かれている現況は依然として厳しい状況にある。

第2章 生物多様性の重要性

1 生物多様性とは

自然界では、多種多様な生物が複雑につながり合い、それぞれの環境に適した固有の生態系を形成している。「生物多様性」とは、このような多種多様な生物が多様な環境に豊かに生息した状態を幅広く表した概念であり、生態系のバランスが保たれていることが重要である。

2 生物多様性保全の必要性

生態系は、生活と精神の両面で人間の生存を支えており、私たちが安心して快適に暮らしていくために欠かすことのできないものである。生態系は、自然環境に依拠するところが多く、将来、持続的に生態系サービスの恩恵を受けるには、生物多様性が保全されていることが重要となっている。

3 三重県の生物多様性の現状

(1)開発や採取等の人為的な圧力の影響

・近年、開発面積は減少傾向にあったが、ここ数年は一転、増加傾向にある。

(2)自然に対する働きかけの縮小による影響

・農山村地域での人口減少や高齢化により、放棄された里山や田畑が増加している。

(3)人間が持ち込んだものによる影響

・県内でオオクチバス、セイダカアワダチソウ等の外来生物が確認されており、生態系や在来種の脅威となっている。

(4)生物多様性の理解・認知度向上の必要性

・「生物多様性」の言葉を知っている県民は68%であったが、生物多様性を理解している県民は27%であった。(令和元年度)

第3章 生物多様性の推進

取組方針1：重要な自然環境や野生生物の保全

・特に保全が必要な野生生物について、県指定希少野生動植物種に指定する等適正な保全を進める。
・開発行為に関し、生息生育地への影響の回避や低減等の配慮を促進する。

- 希少野生生物の保全…希少生物の指定と保全活動、水産資源の生息環境を保全 など
- 自然環境保全地域等の重要地域の保全…ゾーニングによる地域保全、自然公園区域の保全 など
- 自然地の開発行為による影響の低減…環境影響評価の実施、自然地の開発を対象とした指導 など

取組方針2：豊かな里地・里山・里海の保全と利用

・県民が主体となった里地・里山・里海の保全のための取組を促進する。
・専門家、事業者、行政等さまざまな主体の連携・協働による自然環境保全活動を促進する。

- 農林水産業における担い手の確保…農業生産活動の継続推進、グリーン・ツーリズムの促進 など
- 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生…水田生態系の保全、災害に強い森林づくりの効果検証 など
- 自然環境保全活動の連携促進…みえ生物多様性パートナーシップ協定の活用 など

取組方針3：生物多様性への負荷の抑制

・地域在来種に著しい悪影響を及ぼしている外来種の増殖等の抑制に取り組む。
・温室効果ガスの排出量削減を進めるため、さまざまな主体と連携しながら地球温暖化防止の取組を推進する。

- 外来生物による被害防止…外来生物の駆除活動、外来生物対策の普及啓発 など
- 獣害に強い農山村づくりの推進…農作物被害を軽減するための獣害対策技術の開発 など
- 環境汚染による自然環境への影響の抑制…生活排水対策の総合的な推進、低農薬農業の推進 など
- 地球温暖化の抑制…地球温暖化対策の普及啓発、再生可能資源の利用によるCO2排出対策 など

取組方針4：生物多様性保全の環境づくり

・保全活動に対する意識を高め具体的な行動に結びつけるため、普及啓発や人材の育成を行う。
・公共事業を実施する際は、生物について調査を実施し、事業による影響を低減するとともに、生態系ネットワークの構築を意識した事業や施設整備に努める。

- 生物多様性の理解促進…観察会・調査体験会の開催、環境保全活動・環境教育の取組 など
- 生物多様性に関する人材育成…多様な主体の森林づくり活動へのサポート など
- 生態系に配慮した公共事業…生物に配慮した河川の整備・維持管理、海岸における生物多様性の保全 など
- 人と自然とのふれあいの場の確保…都市公園の整備、川とふれあえる場の維持・形成 など

第4章 地域空間別取組

1 森林の整備・保全

- 県産材の利用促進
- 森林整備による公益的機能の確保 など

2 田園地域・里地里山の保全

- 中山間地域等の農業生産活動の継続
- 里地里山保全活動の推進 など

3 都市部の緑地の保全・再生

- 地球温暖化対策の推進、普及啓発
- 道路整備における生物多様性保全への配慮 など

4 河川・湿地等の保全・再生

- 生物に配慮した河川の整備
- 川とふれあえる場の維持・形成など

5 沿岸・海洋域の保全・再生

- 沿岸漁場の生態系の回復
- 多様な主体による海岸漂着物対策
- 海岸における生物多様性保全 など

6 生態系ネットワークの形成促進

- ゾーニングによる地域保全
- ロードキル防止対策 など

第5章 みえ生物多様性推進プランの推進

NPO等民間活動団体等の様々な主体と連携するとともに、市町との連絡会議を設ける等、推進体制を強化し、生物多様性保全に取り組む。

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例に基づく基本計画の中間案

別添7

第1 基本計画策定の考え方

- 基本計画策定の趣旨
 - 条例に掲げる基本理念の実現に向けて、基本的な方針や主要な目標、基本的施策等を定め、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定
- 基本計画の位置付け
 - 「水産王国みえ」としてのさらなる発展に向けて、水産業者等、県民の皆さんと一体となって取り組み、三重県水産業及び漁村のめざす姿を実現していくための計画
 - 「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく県計画に位置付け

第2 三重県の水産業及び漁村をとりまく情勢

- 水産業及び漁村をとりまく情勢の変化
 - 国は、漁業法を改正し、水産政策の改革を推進
 - 不正に採捕された水産動植物の流通の防止等に向けて、漁獲証明制度の創設の動き
 - SDGsやSociety5.0等の新たな潮流
 - 生産性や所得の向上、働き方改革につながるスマート化の動き
 - 世界の食用水産物の消費量は増加、輸出金額は近年増加傾向
アジアの富裕層を中心に真珠の需要が年々拡大
 - 国内の魚介類1人当たりの年間消費量は減少を続けるなど消費者の魚離れが進展
 - 温暖化や貧栄養化などに、本県水産業が適切に対応していく必要性の高まり
 - 南海トラフ地震等大規模地震発生の緊迫度の高まりや自然災害の頻発・激甚化

2 本県水産業及び漁村の現状

- 漁業生産の現状
 - ・本県の漁業産出額は昭和59年の1,248億円をピークに、平成29年には507億円に減少
 - ・エビ類、貝類などを主漁獲対象とする小型底びき網漁業では、漁獲量は減少傾向
 - ・主要養殖水産物のマダイ、黒ノリ、青ノリ、真珠の生産量は大きく減少
- 漁業経営の現状
 - ・漁業就業者数は22,255人(S58)から6,052人(H30)へ減少
 - ・漁業経営体の96%が個人経営体、67%が販売金額が500万円未満と規模が零細
 - ・依然として、複数の漁協で要経営改善
 - ・HACCPに沿った衛生管理が原則義務化
- 水産基盤整備及び漁村の現状
 - ・漁港施設、漁港海岸施設の多くで老朽化が進む一方で耐震化が未実施
 - ・藻場の32%(H2→H22)、干潟の63%(S30→H12)が消失
 - ・造船業等の周辺産業も縮小するなど漁村コミュニティの維持が困難
 - ・カワウ等の食害等により資源が減少し、内水面漁協の組合員数や遊漁料収入は減少

第3 基本的な方針及び主要な目標

- 基本的な方針

将来にわたって、水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感できるよう、水産業・漁村のめざす姿の実現に向けて、施策を推進
- 水産業及び漁村のめざす姿
 - (1)将来にわたって、漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保している姿
 - (2)さまざまな世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立している姿
 - (3)災害に強く生産性が高い水産業と安心して快適な漁村が構築されている姿
- 基本計画の期間

10か年計画とし、おおむね5年ごとに見直し
- 主要な目標

主要な目標	現状	令和11年度
漁業産出額		

第4 基本的施策

- 基本的な施策の展開方向(基本的な方針を踏まえ、基本的施策の展開方向や目標を定める)

1-1 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

1-1-1 水産資源の維持及び増大

基本的施策の目標	現状	令和11年度
沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合		

【施策の主な内容】

- 継続的な資源調査の実施や科学的知見を踏まえた資源評価を漁業者に提供する仕組みの構築
- 漁協、海上保安部、警察、市町等と連携した地域全体での監視・取締の強化による密漁の防止
- 資源評価を踏まえて選定した重要魚種の種苗生産や放流など効果的な栽培漁業の推進
- 海洋観測や人工衛星情報、ICTブイ等を活用した精度の高い海況情報の発信

1-1-2 競争力のある養殖業の構築

基本的施策の目標	現状	令和11年度
新たな養殖品種開発件数		

【施策の主な内容】

- 輸入養殖水産物の着地検査、疾病の発生状況や防疫対策等に関する情報共有の推進
- 気候変動に適合した魚類・ノリ類・真珠貝の品種改良、新たな品種に適した養殖技術の開発
- AI・ICTを活用した適正化等の促進、協業化等による計画生産体制の構築

1-2 多様な担い手の確保・育成と経営力の強化

1-2-1 多様な担い手の確保及び育成

基本的施策の目標	現状	令和11年度
新規漁業就業者数(45歳未満)		

【施策の主な内容】

- 漁師塾や真珠塾などによる新規就業者の定着支援や事業承継の仕組みづくり
- ロボット技術等の活用による多様な担い手が活躍できる「ユニバーサル水産業」の実現
- 協業化・法人化などによる労働環境が整った若者に選ばれる経営体の育成
- 地域主体の水福連携に取り組む体制づくりや指導者の育成

1-2-2 安定した経営体の育成

基本的施策の目標	現状	令和11年度
「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率		

【施策の主な内容】

- 収益性向上をめざした漁船、漁具、施設等の整備等への制度資金等による支援
- 協業化等による所得向上、法人化等による経営の安定と雇用の創出の促進
- AI・ICTを活用した生産性や所得の向上、働き方改革の促進
- 漁場の有効活用につながる経営力のある担い手の育成

1-2-3 水産業協同組合の経営の安定

基本的施策の目標	現状	令和11年度
県内の沿海漁協数		

【施策の主な内容】

- 漁協における経営合理化や加工・販売体制の拡充などによる組織や事業の充実強化
- 県1漁協をめざした段階的な合併の促進と真珠養殖漁協の合併の促進

1-2-4 県産水産物の競争力の強化

基本的施策の目標	現状	令和11年度
県輸出協水産部会員による新たな輸出取引件数		

【施策の主な内容】

- 6次産業化や観光業等異業種との連携、水産エコラベル認証取得等による高付加価値化
- 産地市場のHACCPの導入など衛生管理の高度化の促進や拠点市場の整備による流通の効率化
- アジア経済圏をターゲットとした商談機会の創出など、県産水産物の輸出の促進
- 真珠の品質向上等に向けた技術開発、国際イベントへの出展など国内外での真珠のPR
- 2021年の第9回太平洋・島サミットを契機とした県産水産物のPR

第4 基本的施策

1-3 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

1-3-1 水産業の基盤の整備

基本的施策の目標	現状	令和11年度
拠点漁港における耐震・耐津波対策を行った施設の整備延長(累計)		

【施策の主な内容】

- 漁港施設および海岸保全施設の地震・津波対策の実施や長寿命化対策、水産業BCPの策定、予防保全が必要な施設の計画的な補修・補強などソフト・ハードの両面からの防災・減災対策を推進
- 共同加工施設や冷凍冷蔵施設など水産業の生産性を高める共同利用施設等の整備を促進
- 集出荷機能の集約・強化や高度衛生管理型の産地市場の形成、漁港の有効活用など漁港機能の再編・集約化

1-3-2 水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造

基本的施策の目標	現状	令和11年度
藻場・干潟の造成面積		

【施策の主な内容】

- 藻場・干潟等の造成や漁場整備の推進、漁業者等による藻場や干潟等の保全活動への支援
- 国や漁業関係団体等と連携し、漁業者などが行う水産系廃棄物の処分や海洋プラスチックごみの回収を促進

1-3-3 活力ある漁村の構築

基本的施策の目標	現状	令和11年度
漁村の活性化につながる新たな取組数(累計)		

【施策の主な内容】

- 水産業の担い手の確保・育成や地域全体で漁業に取り組む体制づくり等による漁村コミュニティの維持発展
- 海女漁業や日本農業遺産等の地域資源の活用や観光業等との連携を促進
- 海岸保全施設の耐震対策等の推進や漁業集落排水施設など生活環境整備を促進
- 漁港施設等の有効活用により、都市と漁村の交流や新たな産業の誘致等を促進

1-3-4 内水面地域の活性化

基本的施策の目標	現状	令和11年度
内水面地域を訪れた遊漁者数		

【施策の主な内容】

- ドローン等を活用した駆除技術の情報提供などカワウ等による食害防止対策
- 漁場環境の再生・保全や漁場環境に見合った稚アユ放流など漁業権対象魚種の増殖
- 遊漁者の増加につながる魅力的な川づくりの検討

1-4 その他の施策

1-4-1 水産に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及

基本的施策の目標	現状	令和11年度
県内でのスマート水産業の実践数		

【施策の主な内容】

- 大学等とのコンソーシアムの形成により、最先端の知見等を活用し、水産業の課題解決を推進
- スマート水産業の実現に向けて、産学官の研究会の立ち上げ、新技術の実証などを推進

1-4-2 県民の理解の促進

基本的施策の目標	現状	令和11年度
県民理解の向上に向けた取組数		

【施策の主な内容】

- 健康面での機能性や資源保護の重要性、多面的機能など水産業・漁村が果たす役割の情報発信
- 学校教育との連携など、子供たちに魚食の良さを伝え、魚食習慣を身に付けさせる取組を促進
- 訪れ、見て、体験できる水産業のみえる化や観光業との連携の促進

2 漁業種類別の施策の主な展開方向

10の漁業種類別に、それぞれの課題を踏まえながら、基本的施策の展開方向を整理するとともに、各漁業種類で注力する取組を記載

2-1 船びき網漁業及びまき網漁業

- イカナゴ減少の原因究明のための調査等の実施
- 新たな収入源の確保に向けた複合経営を促進
- 沿岸漁業との調整のための協議の場の設置
- A I Sを用いた操業位置情報の管理

2-7 魚類養殖

- 完全自動給餌や疾病の早期発見システムの開発
- 養殖魚の付加価値向上によるブランド化

2-2 定置漁業

- A I 解析による漁獲状況の把握など操業の効率化

2-8 藻類養殖

- A I を活用した海況の可視化や将来予測、海況に適応した黒ノリ養殖管理の仕組みづくり
- 色落ちしにくい黒ノリ品種の開発
- 共同加工施設の利用や協業化を促進

2-3 一本釣り・刺し網・はえ縄漁業等沿岸漁業

- イセエビ資源の増殖に向けた種苗の量産技術開発や効率的な飼育技術の開発

2-9 貝類養殖

- カキの地場採苗や新たな養殖技術の開発
- シンガポール向け活カキの知名度や信頼性を生かし、隣国などアジア経済圏へ展開

2-4 底びき網漁業

- 底魚や二枚貝へ漁場環境が及ぼす影響の解明

2-5 採貝漁業

- 漁業者の資源回復に向けた取組への支援
- 干潟造成等を推進

2-10 真珠養殖

- 高品質な真珠生産のための母貝等の開発
- A I ・I C Tによる水温等のリアルタイムデータと環境予測情報の提供システムの開発
- アコヤガイのへい死の原因究明や養殖管理のための情報提供、制度資金の無利子化などの経営支援を推進
- 2021年の第9回太平洋・島サミットを契機とした県産真珠のPR

2-6 海女漁業

- ドローン等を活用した海女が効率的に藻場を管理する仕組みづくり
- 海女漁業や「海女もん」商品の魅力発信などを支援

3 地域別(水域別)の施策の特徴的な展開方向

本県を4つの地域(水域)に大別し、地域の特徴や課題を踏まえ、基本的施策の展開方向を整理するとともに、特に注力する取組を記載

3-1 伊勢湾地域

- 堆積物の除去や漂流・漂着等ごみ対策
- 干潟造成など漁場環境の改善や生態系の保全
- イカナゴ、アサリなどの資源量調査
- 漁協の組織・基盤の強化に向けた合併の促進

3-3 熊野灘地域

- 地域に応じた特色ある養殖の展開の促進
- 浮魚礁の整備の推進、適正管理等
- 地域外からの水産業及び漁村への受入れ
- 藻場造成など漁場環境の改善や生態系の保全

3-2 鳥羽・志摩地域

- 「海女」ガイドの養成等、観光業と連携した取組の促進
- 漁業者自らによる漁獲物のブランド化や低未利用魚の活用
- 離島での水産業の担い手の確保及び育成

3-4 内水面地域

- アユの生息実態の把握と資源の維持・増大策の検討
- シラスウナギ採捕報告等の遵守によるウナギ資源の適正な管理
- 河川の清掃活動など漁場環境・生態系の維持・回復

第5 計画の推進体制

○計画に掲げる施策を着実に推進し、その目標を実現していけるよう、取組の主体である水産業者等をはじめ、県、県民が、それぞれの責務と役割のもと、互いに連携・協力し、一体となって取組を進める。

○水産業及び漁村の振興に関する施策について、条例に基づいて作成する実施状況の報告により、議会に毎年度報告し、三重県水産業・漁村振興懇話会で有識者の意見を聴くとともに、県民の方々に公表する。